

BizVision セキュアアクセスサービス by SSL-VPN 無償トライアルサービスご利用規約

株式会社シーイーシー（以下「当社」といいます）は、本規約にもとづいて、当社が提供する「BizVision セキュアアクセスサービス by SSL-VPN」（以下「本サービス」といいます）を試験的に無償で利用できるサービス（以下「トライアルサービス」といいます）を提供します。トライアルサービスの利用者（以下「利用者」といいます）は、本規約の内容を理解し、承諾した上で、利用を申し込むものとします。

第1条（目的）

1. トライアルサービスは、利用者が本サービスの仕様を検証し、有償による本サービス利用を検討する目的で、本サービスを利用することを当社が承諾するものです。
2. 利用者は前項の目的以外の事由によりトライアルサービスを利用することはできません。

第2条（本規約の変更）

1. 当社は、利用者への事前の通知をもって本規約を変更できるものとします。
2. 変更後の規約は、前項の通知から5日後に適用されます。但し、法令等その他事由により緊急やむをえない場合、前項の通知を実施した当日に適用されます。

第3条（本規約の適用）

1. トライアルサービスは、本規約および本サービスに適用する「BizVision PLUS パブリックサービス約款」（以下「サービス約款」といいます）に合意したお客様に限り利用することができるものとします。
2. トライアルサービスは、本規約および本規約がいずれも適用されます。本規約とサービス約款の定めが異なる場合、本規約が優先するものとします。
3. 利用者がトライアルサービスを終了し、有償による本サービスの利用を開始した場合、その利用においては本規約を適用せず、サービス約款が定める条件のみを適用するものとします。

第4条（利用の開始）

1. 利用者に対するトライアルサービスは、利用者の注文書及び申込書による申し込みに対して、当社が承諾することにより開始されるものとします。
2. 当社は利用者が過去にトライアルサービスを利用した場合、トライアルサービスの利用者数が定員に達した場合その他の理由により、前項に定める申し込みを受諾しない場合があります。
3. トライアルサービスは次の場合は利用できません。トライアルサービスが開始された後であっても、当社は、即時サービスを停止するものとし、利用者はそれに異議を唱えないものとします。
 - (1) 利用者が個人として利用する場合
 - (2) 反社会的勢力に関連する者が利用する場合
 - (3) その他当社が適当ではないと判断した場合
- 4.

第5条（利用の終了）

1. トライアルサービスは利用開始時に定められた試用期間（以下「試用期間」といいます）の満了日または利用者が解約を希望した日のいずれか早い方をもって終了するものとします。
2. 試用期間の満了日までに利用者から解約の申込みがない場合、利用者は前項の注文書に定められた利用料金による本サービス利用の意思があるものとし、当社は試用期間の満了日翌日を起算日として、本サービス利用料金の請求を開始するものとします。
3. 試用期間の満了日までに利用者から解約の申込みがあった場合、当社は第1項の定めにもとづきトライアルサービスの提供を終了します。利用者は当社の要請にもとづき、トライアルサービスの提供を目的として、当社が提供した資料その他の交付物、貸与品について、すみやかに返却または廃棄するものとします。

第6条（利用の停止・中止）

1. 当社はサービス約款第21条、第22条に該当する場合、その他当社が停止の必要があると判断する場合、トライアルサービスの一部または全部を停止する場合があります。
2. 利用者が本利用規約またはサービス約款に違反した場合、当社はトライアルサービスの提供を中止または制限することができるものとします。

第7条（トライアルサービスの制限事項）

1. トライアルサービスは、本サービスの機能について、次の各号に定める制限があります。但し、記載無き制限があっても、現状有姿の仕様でサービスを提供するものとします。
 - (1) 登録可能なローカル認証アカウント数は最大10個とします。
 - (2) 試用期間は15日間または当社が指定した期間とします。
2. 利用者はトライアルサービスの利用にあたり、本項に従うものとします。
 - (1) 利用者はグローバル IPv4 アドレスの割当てに係る申請書を提出します。また、JPNIC 規約にもとづく WHOIS 情報の公開に対し、利用者は同意するものとします。
 - (2) 本サービスを使用する端末及び接続先となる環境は、利用者が調達・構築し、その他本サービスの利用に必要な作業を自ら実施するものとします。
3. トライアルサービスの利用が次の各号に該当する場合、当社は利用者のトライアルサービスの停止、終了、または個別の特約にもとづく超過分の利用料金を請求する場合があります。
 - (1) 利用者が前項の制限を超えて利用する場合
 - (2) 利用者が申告した範囲を超えて利用する場合
 - (3) 利用者の利用方法により当社設備に対し負荷が過重にかかっており、当社または第三者（当社の顧客を含む）に対して悪影響を及ぼしている若しくは及ぼす可能性がある場合

第8条（秘密保持）

利用者がトライアルサービスの利用により取得した本サービスの機能・仕様その他本サービスに関する一切の情報は、トライアルサービスの利用期間はもとより、利用終了後であっても第三者に開示できないものとします。

第9条（免責事項）

1. 試用期間に発生した本サービスの停止、中止、障害、不具合、その他の瑕疵について、当社は一切の責任を負わないものとします。サービス約款第14条（SLA）、第29条（損害賠償）は、試用期間において適用対象外となります。
2. 使用期間内に本サービスに保管したデータ等、当社側の過失や本サービスに起因する不具合などの有無にかかわらず、当社は一切の保証はいたしません。
3. トライアルサービスの利用により利用者または第三者に何らかの損害が発生した場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

附則

サービス約款は2022年3月23日から有効とします。